

令和5年度
包括的相談支援構築市町会議
行政説明

市町における包括的支援体制の整備について



静岡県 健康福祉部 福祉長寿政策課

本日の内容

I 静岡県における包括的支援体制の整備

- 静岡県における包括的支援体制の整備状況
- 地域共生のための包括的相談支援体制構築事業（県事業）
- 静岡県における重層的支援体制整備事業、移行準備事業の実施状況

II アウトリーチ型支援体制の構築に向けた取組

- 誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり事業
- アウトリーチによる把握
- 官民連携による要配慮者支援の充実

I 静岡県における包括的支援体制の整備

【静岡県】地域共生のための包括的相談支援体制について

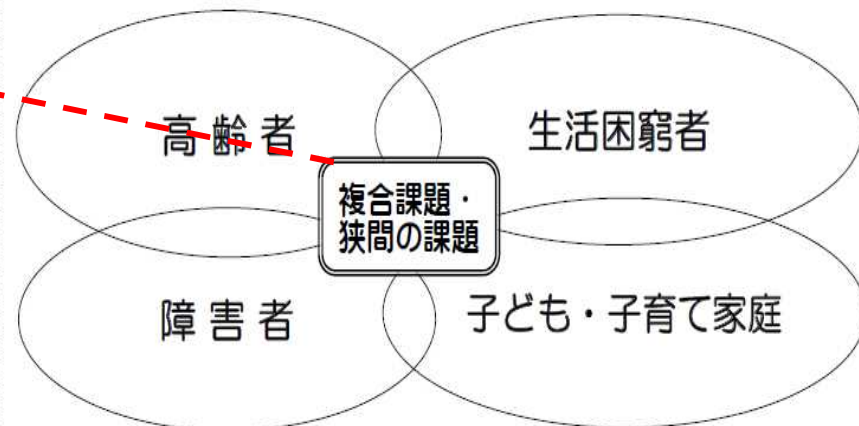
(背景)

- 8050問題、ダブルケア、大人の引きこもり、ごみ屋敷といった「複合課題」や「制度の狭間の課題」について、高齢、障害、子ども等の分野別の相談支援では対応が困難
- また、こうした課題は、個人への支援だけでは解決しにくく、家族や地域の課題として問題を捉えていくことが重要
- 市町において、地域の課題を早い段階で相談につなげ、多機関の協働により課題を解決する仕組みを早期に構築する必要

複合課題等を「丸ごと受け止める」「断らない」相談支援を行うために、
包括的相談支援体制の構築が必要

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

既存の制度による解決が困難な課題



県内市町の包括的相談支援体制の整備状況

○ 県の目標：令和6年度までに県内全市町で体制を構築

区分	R2	R3 (※)	R4	R5	R6
包括的な相談体制の構築市町数	15	19	20	27	35 〈全市町〉

※ R3までは実績、R4以降は計画

○ 整備状況と課題

区分	市町数	課題
整備済	19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合的な事例を組織横断的にアセスメントする仕組みの構築 ・ 専門職の育成（多様な相談の受け止め、複合的な事例のコーディネート）
検討中	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制構築の必要性の認識はあるが、体制整備のノウハウがない ・ 相談機関間で連携・調整が可能な体制づくり（調整役の配置等）
予定なし	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制構築の必要性の認識が不足しているため、意識醸成が必要

【事業内容】

1 市町の体制構築支援事業

(1) 市町へのアドバイザー派遣事業による体制構築支援

- ・ 体制構築に係る支援や多機関とのネットワーク化に係るアドバイス
- ・ 体制構築に係る庁内等の勉強会

(2) 包括的相談支援体制構築推進部会の設置

- ・ 先進事例等の紹介、課題や進捗状況の共有のための情報交換会（5地区で実施）

2 人材養成事業

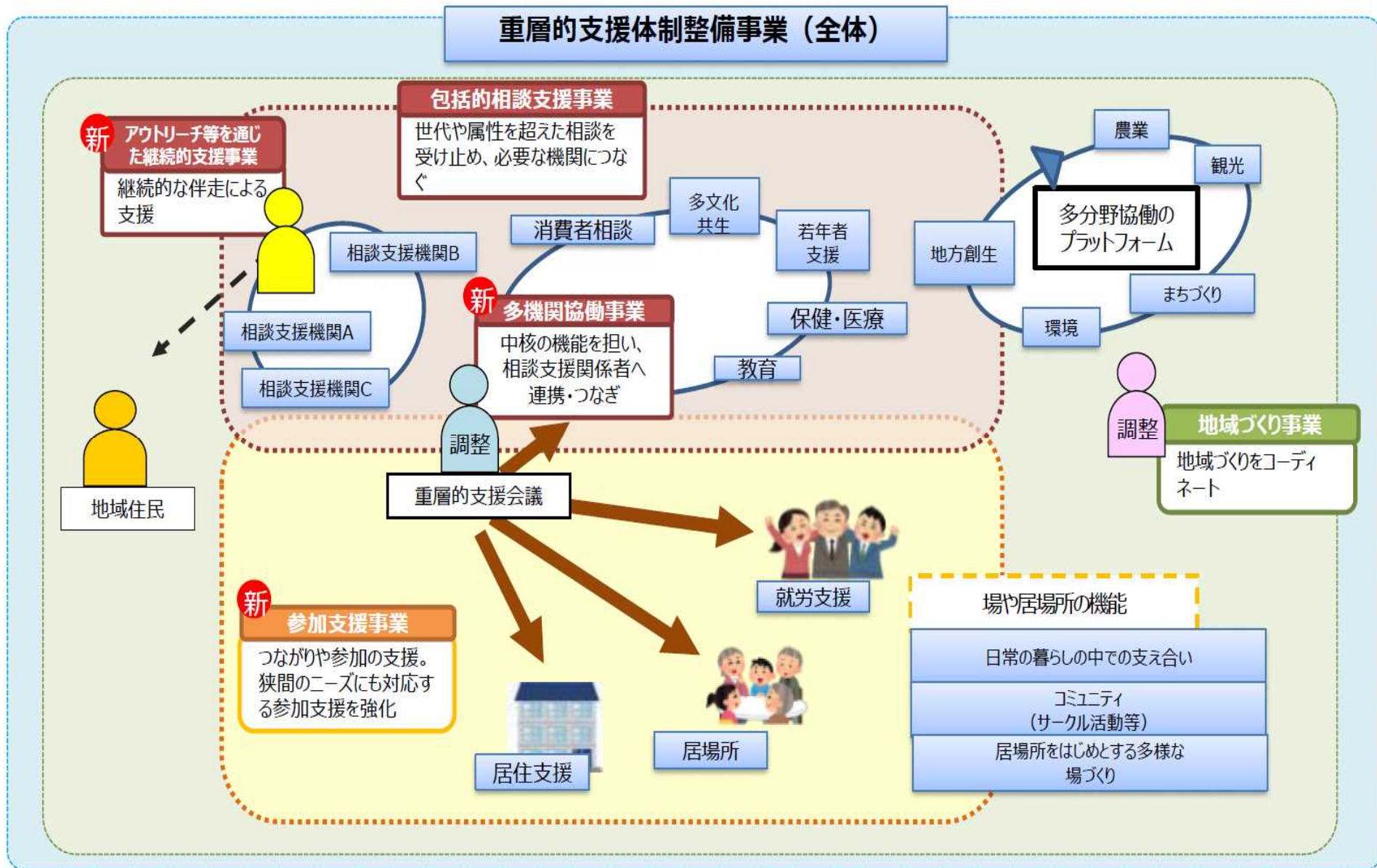
多機関連携・協働に必要な連携担当職員の養成研修の実施

3 地域別研究事業

地域別研究会の実施

- ・ アドバイザー等による市町支援に係る課題整理、支援方針等の検討

重層的支援体制整備事業



【静岡県】 県内重層的支援体制整備事業及び移行準備事業実施状況

市町	R 3（実績）	R 4（実績）	R 5（予定）
静岡市		移行準備	移行準備
浜松市		移行準備	移行準備
熱海市	移行準備	移行準備	重層
富士市			移行準備
焼津市			移行準備
藤枝市		移行準備	移行準備
御殿場市		移行準備	移行準備
伊豆市	移行準備	移行準備	移行準備
函南町	移行準備	重層	重層
長泉町			移行準備
小山町	移行準備	移行準備	移行準備
吉田町	移行準備	移行準備	移行準備
計	移行準備：5市町	移行準備：8市町 重層本事業：1町	移行準備：10市町 重層本事業：2市町
(※)移行準備事業実施市町における任意事業の実施状況	参加支援 1市町 アウトリーチ 2市町	参加支援 2市町 アウトリーチ 2市町	参加支援 2市町 アウトリーチ 2市町

※重層的支援体制整備事業への移行準備事業内容

- <必須事業> ・多機関協働の取組 ・庁内連携体制の構築等の取組
- <任意事業> ・参加支援の取組 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組

Ⅱ アウトリーチ型支援体制の構築に向けた取組

【静岡県】誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり事業

【事業概要】

○市町における要配慮者への支援体制を強化するため、NPO等の多様な連携による支援の充実を図るとともに、アウトリーチ型支援体制の構築を促進する。

項目	内容
アウトリーチによる把握 (R4～)	要配慮者の実態把握 ・福祉関係者への事業説明 ・報告事案を相談支援機関へ情報提供
官民連携による要配慮者支援の 充実 (R5～)	NPO等の多様な連携体制の構築 ・県全域のNPO等多様な団体のネットワークづくり ・説明会、シンポジウム、情報交換会
	モデル地域における要配慮者支援 ・地域の現場課題ワークショップ ・要配慮者の個別支援検討会
	NPO等への活動支援 ・要配慮者支援に必要と認められた経費を支援
	孤独・孤立対策の情報発信 ・好事例の調査、把握

【静岡県】アウトリーチによる把握（R4～）

<目的>

○市町における要配慮者へのアウトリーチ型支援体制の構築を促進するため、モデル市町において、福祉関係者の協力を得て **必要な支援に繋がっていない人の実態把握**を行うとともに、**事業成果を共有し、横展開**につなげる。

<現状の問題点>

○包括的相談支援体制の整備が進む市町であって、総合的に相談を受け止める機能はあるが、人材の不足等から **アウトリーチ機能が不十分**

○支援を必要とする人の課題の整理や支援方針など **解決に向けた継続的な支援が不十分**

<課題と対応策>

○市町における体制の検証、不足する機能の拡充に向けた支援

<事業概要>

対 象	支援が必要な要配慮者のうち、制度を知らない人、自ら支援を求めない人
内 容	支援対象の実態把握、福祉関係者を活用したアウトリーチ型支援の手法検討
実施箇所	・ 富士宮市 (R4) ・ 焼津市、長泉町 (R5)

【静岡県】アウトリーチによる把握（R4～）

<事業スキーム>

介護サービス等の
利用者

必要な支援に
繋がっていない者
(ひきこもり、精神疾患等)

①契約に基づく
サービス提供

①'サービス提供時に発見

<福祉関係者>

介護
職員

ケアマネ
ジャー

相談支援
専門員

民生
委員

見守り
ネットワーク

②発見した者の
情報を提供

<市町>

地域包括支援センター
基幹相談支援センター等

③必要な支援に
つなげる

<調査票>

～支援が必要な方に関する記入票（素案）～

現在、皆さんが把握している範囲で記載をお願いします。
※調査のためにお宅を訪問して様子を確認する等の必要はありません。

■その方の基本情報

氏名	性別	男性・女性・わからない
年齢	10代・20代・30代・40代・50代 60代・70代・80代・90代以上・分からない	
家族構成	父親・母親・祖父・祖母・兄・弟・姉・妹・配偶者・子 その他()・同居家族なし・わからない	
住所		

■その方の状態

その方の状態として当てはまるものに○をつけてください（複数可）。

生活困窮	独居	高齢者のみ世帯
地域とのつながりがない	ひきこもり	不登校
ケアラー	障害（疑いを含む）	病気やケガ
DV・虐待	その他()	

本人や家族から何らかの相談をしたいとの希望がありますか。

(本人) ある・ない・わからない
(家族) ある・ない・わからない

その方を把握した方法（きっかけ）について記載してください。
(自由記述)

その方に対してどのような支援が必要とご思いますか。
(自由記述)

補足事項があれば記載してください。
(自由記述)

■情報提供者

氏名		
所属	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 地域の見守りネットワーク協力団体() <input type="checkbox"/> 福祉専門職()	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 居場所運営者 <input type="checkbox"/> その他()

(参考) 令和4年度 事業実績

- 1 実施主体 : 富士宮市 (富士宮市社会福祉協議会へ委託)
- 2 実施期間 : 令和4年9月 ~ 令和5年3月

時期	内容
R4年8~9月	事前調整、説明会準備事前調整 (委託契約、説明会準備)
R4年9月~	説明会の開催 (計11回、延べ参加人数408名) <ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市障害福祉サービス事業者連絡協議会 (役員会) ・富士宮市民生委員児童委員協議会 (全体会、各地区) ・富士宮市介護保険事業者連絡協議会 (役員会) ・地域ケア会議 ・ 障害福祉サービス事業者研修会 ・富士宮市見守り事業者ネットワーク会議 ※地域包括支援センター、障害相談支援事業所等へは個別に説明を実施
R4年9月~1月	アウトリーチ事業の実施 (5ヶ月間程度)
R5年2~3月	結果とりまとめ

3 把握事例 : 計20事例。うち10事例が公的支援を拒否、17事例が複数課題を抱える。

(1) 要配慮者の主な属性 ⇒

ひきこもり	障害 (疑)	生活困窮	ケアラー	病気・ケガ	高齢者のみ	その他
5	5	2	1	2	1	4

(2) 情報提供者の内訳 ⇒

民生委員	福祉専門職	相談事業所
10	8	2

(3) 発見後の対応状況 ⇒

相談支援機関が本人へ介入中	相談支援機関が本人へ介入予定	相談支援機関へ情報をつなぎ支援方針を検討	相談支援機関等が見守りを継続
6	5	5	4

<目的>

- 要支援者と接する様々なNPO等に参加いただき、支援を必要とする方を確実に福祉サービスにつなげる具体的な手法を確立

<R4事業で判明した課題>

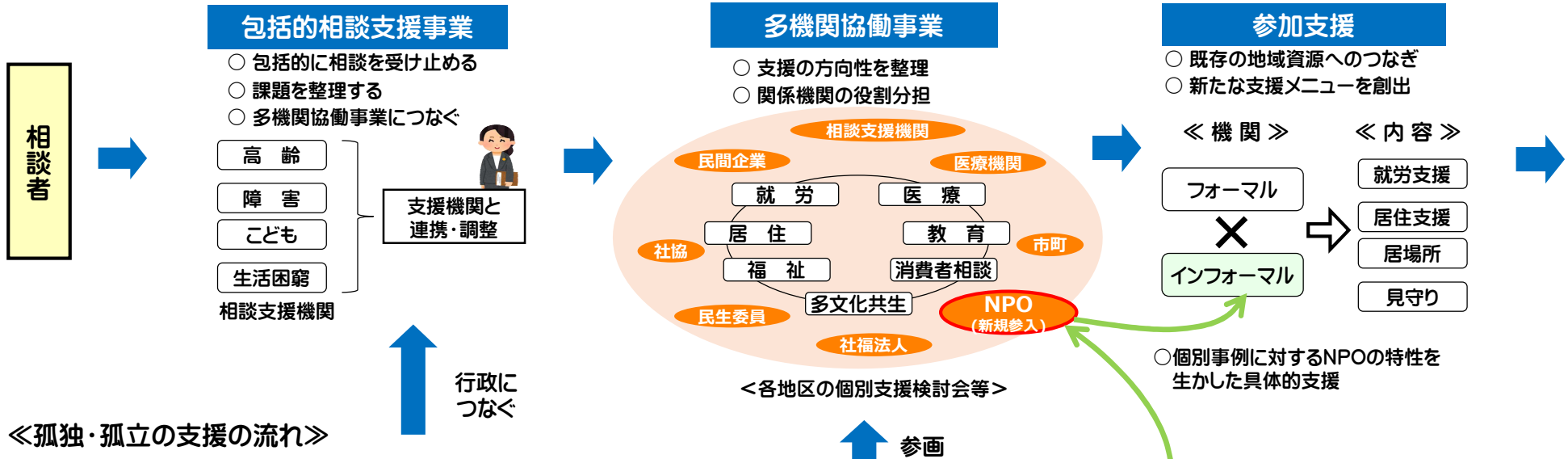
- 事例の多くが複数の問題を抱えており、また半数が公的支援を拒否

<対応策>

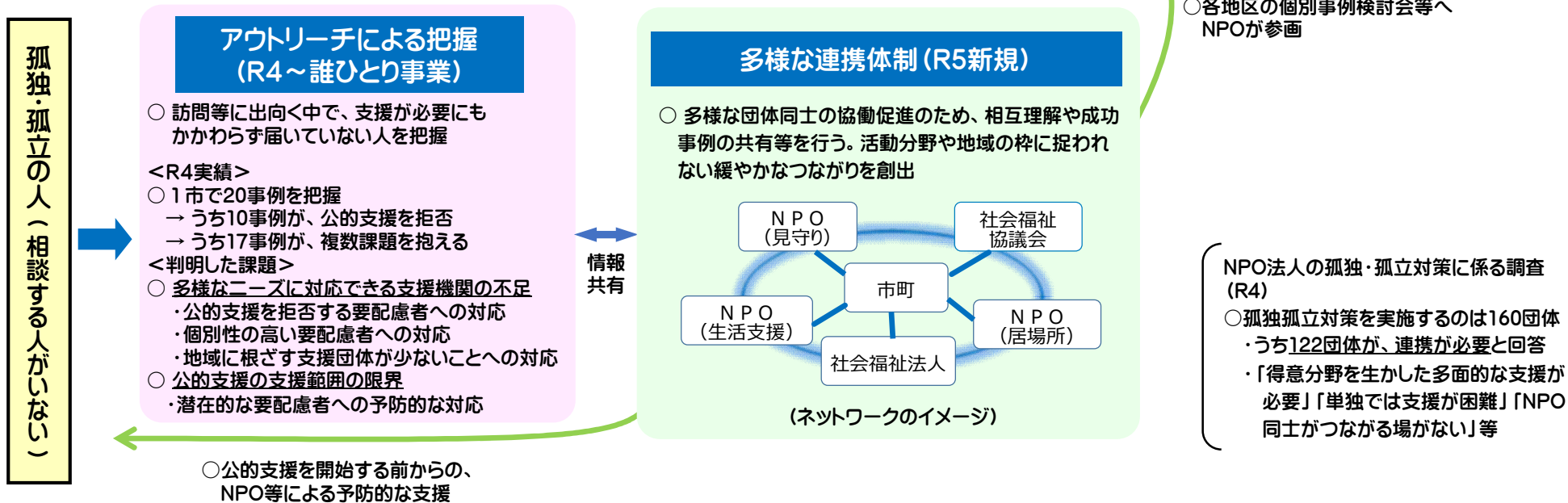
- NPO等の多様な団体同士の協働を促進するため、相互理解や成功事例の共有などを行い、団体間のネットワークづくりを推進
- 活動分野や地域の枠に捉われない緩やかなつながりを創出し、それぞれの得意分野を活かした多面的な支援につなげる。

孤独・孤立対策に係る取組の全体像

◀一般的な支援の流れ(行政による包括的支援体制)▶



◀孤独・孤立の支援の流れ▶



孤独・孤立対策に係る官民連携ネットワーク（仮）

設立趣旨	・ 活動分野や地域の枠にとらわれないゆるやかなつながりを目的とし、市町、NPO法人、民間団体等が連携して、孤独・孤立を予防する地域づくりを目指す。
想定する参加団体	・ 各市町、社会福祉協議会、NPO法人、社会福祉法人 等 ・ 県（事務局）
想定する今年度の取組	・ シンポジウム、顔合わせ会 ・ 地域ごとのワークショップ、参加者間の情報共有 ・ 成功事例の収集と広報 等

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。